

宇都宮市大谷石のまちなみ景観保全補助金

制度の概要

大谷石建築物の保全・活用を推進し、「石の街 うつのみや」として魅力ある景観を守り、形成することを目的に、大谷石建築物の保全及び視認性向上に資する工事を行う際の費用の一部を補助します。

◆ 大谷石とは？

宇都宮市の大谷町を中心に、産出された天然の凝灰岩（徳次郎石等も含む）のことです。今から約1,500～2,000万年前に火山から噴出により堆積したもので、産出された地域によって色・密度・硬度が異なるため、「徳次郎石」や「田下石」など異なる呼び方があります。

◆ 大谷石建築物とは？

この補助金では、外壁の過半に大谷石が使用されている建築物をいいます。宇都宮市には大谷石建築物の集積により、特徴的な景観を形成している地域があり、日本遺産の構成文化財にもなっています。



○ 補助対象の大谷石建築物

別図に定める区域内に現存する大谷石建築物を対象とします。ただし、道路から視認できるものに限りです。

※ 補助対象となる大谷石建築物の敷地内にある大谷石塀についても、安全性が確保されたもの（高さ80cm以下の場合など）については対象とします。

○ 補助対象者

以下のすべてに該当する場合に補助を受けられます。

- ① 大谷石建築物の所有者、管理者及び所有者の二親等以内であること。
- ② 大谷石建築物の保全及び視認性向上に資する工事に係る契約者であること。
- ③ この制度による補助金の交付を初めて受ける又は交付を受けてから10年以上経過していること。
- ④ 市税を滞納していないこと。

○ 補助対象事業

以下に掲げる工事で、建築された当時の外観を可能な限り保持又は復元するものを補助対象とします。

- ① 屋根・外壁の修繕工事
- ② 長寿命化を目的とする外壁コーティング工事
- ③ 道路からの視認性の向上に資する工事
- ④ 耐震性の向上に資する工事

○ 補助要件

補助金の交付を受けた方には、原則として対象となった大谷石建築物を工事完了後10年以上保全するよう努めていただき、大谷石のまちなみ景観の保全にご協力いただきます。

また、併せて市のHPへの写真掲載など、大谷石建築物の景観啓発にご協力いただく場合もあります。

○ 補助額

1軒あたりの補助対象工事費に対して、1/3(上限額100万円)の補助を受けられます。

○ 申請に必要な書類

補助金交付申請書に以下の書類を添えて提出してください。

- ① 工事の計画書（位置図、平面図、立面図等）
- ② 大谷石建築物又は、建築されている敷地の所有者が確認できる書類
- ③ 申請者と大谷石建築物の所有者又は敷地の所有者が異なる場合は、申請者と所有者の関係が確認できる書類及び工事を行うことについて所有者から同意が得られていることが確認できる書類
- ④ 工事見積書（写し）※ 工事の内容及び金額が記載されたもの
- ⑤ 現況の写真（3方向以上）

○ 完了実績報告に必要な書類

実績報告書に以下の書類を添えて提出してください。

- ① 収支決算書
- ② 工事完了後の写真（申請時に提出した現況の写真と同じ位置から撮影したもの）

【別図】

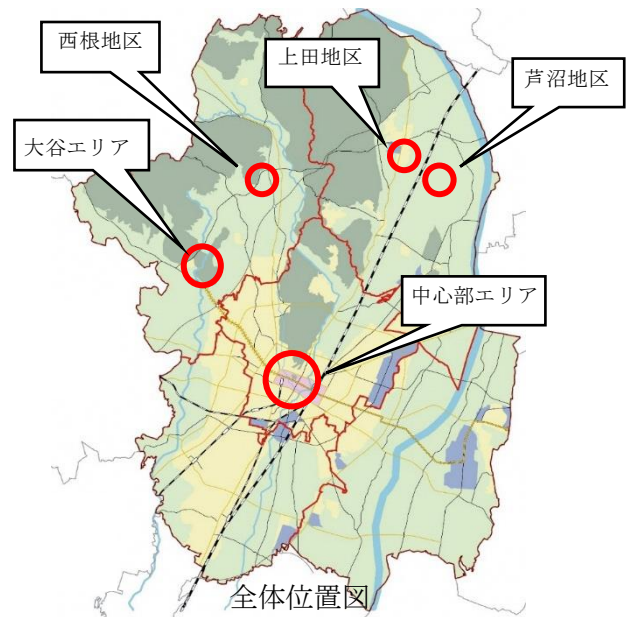
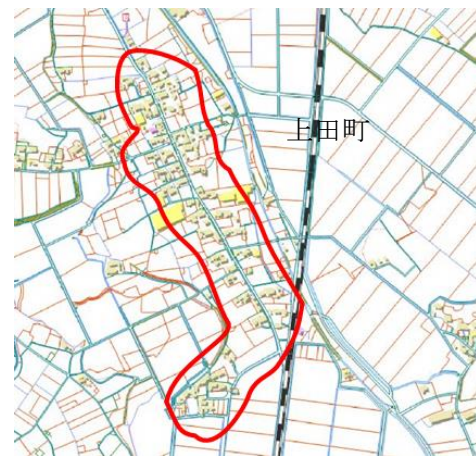
大谷エリア



中心部エリア



集落エリア (西根集落, 上田集落, 芦沼集落)



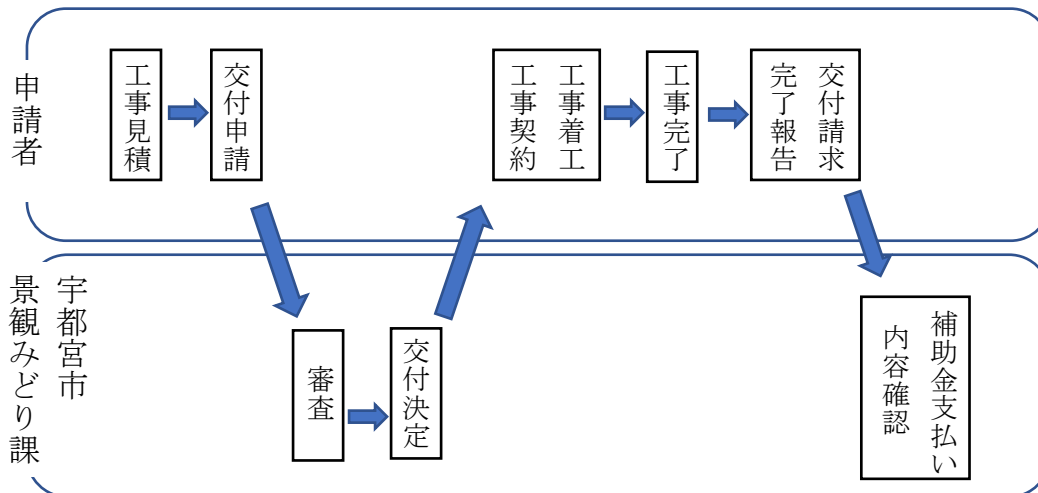
申請受付

◆ 募集期間

令和3年6月1日～令和4年2月28日

※ 予算の範囲内での受付となりますので、申請の状況により、受付を終了する場合があります。

◆ 申請の流れ



【注意事項】

- 申請及び事前相談
 - ・ 申請から交付決定まで一定期間を要しますので、事前相談または余裕を持ったスケジュールでのお申込みをお願いします。
- 工事の契約
 - ・ 補助金交付決定後に契約した工事が補助対象となります。
- 各申請書類の内容
 - ・ 不明点等があった場合、内容確認のため、申請者または施工業者に、ご連絡をさせていただくことがあります。

◆ 申請書等のダウンロード (宇都宮市ホームページ)

<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/shisei/machizukuri/keikan/1026836.html>

【お問い合わせ先】

宇都宮市 都市整備部 景観みどり課

電話：028-632-2558

FAX：028-632-5421

E-mail：u55002100@city.utsunomiya.tochigi.jp

